

# 入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和7年3月6日

香川県産業技術センター所長 濱田 敏弘

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務名

香川県産業技術センター昇降機保守点検業務

### (2) 委託業務の内容

仕様書による

### (3) 委託業務の実施場所

仕様書による

### (4) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

本件入札は、その契約に係る予算が議決で可決され、令和7年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。また、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は変更又は解除する。

### (5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

入札は3年間（36か月分）の総額で行う。入札書に記載の金額については、契約期間中（3年間）における委託料の総額（消費税及び地方消費税を含まない）とし、内訳に月額（消費税及び地方消費税を含まない）を記載すること。

## 2 契約書作成の要否

要

## 3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を下記メールアドレスに令和7年3月19日午後1時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：sangi@pref.kagawa.lg.jp

## 4 契約の内容に関する現地確認の受付

現地の確認を希望する場合は、令和7年3月13日午前9時までに、次に示した場所に対し文書で行うこと。（メールによる送付も可とするが、送信後必ず電話で着信の確認を取ること。）  
郵便番号 761-8031

香川県高松市郷東町587-1

香川県産業技術センター総務課

電話番号 087-881-3175

メールアドレス : sangi@pref.kagawa.lg.jp

## 5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年3月13日正午までに、4に示した場所に對し文書で行うこと。メールによる送付も可とするが、送信後必ず電話で着信の確認を取ること。)

回答は、令和7年3月14日正午から令和7年3月21日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時まで）、4に示した場所において閲覧に供するとともに、令和7年3月14日午後5時までに、質問者及び入札参加資格確認申請書の提出があった者全員にメールで送付する。

## 6 入札及び開札

### (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和7年3月19日午後1時

### (2) 開札の日時

令和7年3月21日午前9時

### (3) 開札の場所

香川県産業技術センター総務課

## 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年3月14日午後2時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和7年3月18日までに通知する。

## 9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

### (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に主たる営業所（本社、本店）を有する者であること。

### (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

### (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

### (6) 平成31年4月1日以降に、国の行政機関等又は地方公共団体の施設で、同様の施設（本業務と同規模以上の施設又は庁舎に限る。）における清掃業務受託実績があり、受託期間中、誠実に業務を遂行していること。

### (7) 本公告に示した業務委託にかかる体制（一級建築士又は二級建築士若しくは昇降機検査資

格者の有資格者が本業務を行う営業所に配置されていること。)が整備されていることを証明したことである。

## 10 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、9の(1)、(3)及び(5)から(7)の要件を満たすことを証明する書類を令和7年3月14日午後2時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和7年3月14日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年3月18日午前10時までに電子入札システムにより通知する。

### (2) 入札参加資格確認資料

①入札参加資格確認申請書

②会社情報報告書（会社所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表電話番号、担当者名、担当者連絡先、（常駐事務所の所在地、電話番号）、令和4年4月1日以降における行政指導等処分の有無（建築基準法関係法令、労働関係法令、入札・契約関係等））

③昇降機保守点検体制証明書（本業務に対応する営業所等の体制（常駐従業員の人数、有資格者の数、営業所からの所要時間））、

④誓約書（9の(1)、(5)に該当しないことを申し立て、誓約する書面）

⑤昇降機保守点検業務受託実績報告書（対象建物、昇降機の製造者名及び型式等、設置台数、受託期間、契約担当部署の名称及び連絡先）

### (3) 入札参加資格確認申請期間（電子申請及び書類提出）

令和7年3月6日～令和7年3月14日

（書類提出は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、令和7年3月14日は、午後2時までとする。）

確認申請の対象となるのは、電子入札システムにより確認申請を行っており、かつ、申請期間内に(2)の入札参加資格確認資料を提出している者のみである。

(4) 入札参加資格の有無の審査については、提出された書類を別途内容の確認をして判断するため、書類を受理したことのみをもって参加資格を確認したのではないので注意すること。参加資格の有無の最終的な判断は電子入札システムにより通知する。

なお、提出された書類は返却しない。

## 11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

## 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

## 13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、最低制限価格未満の価格をもって入札を行った入札者は再度の入札に参加することができない。

また、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知等及び結果の公表

に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

#### 14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から 5 日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

#### 15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

#### 16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和 7 年 4 月 1 日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。また、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は変更又は解除する。